

# 湖西市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

湖西市

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. A地区（南部地区）

#### (1) 現況

本地区は、東海道新幹線南側に位置し、ほ場整備としての土地基盤が充足している地域であり、だいこん・ばれいしょ等の露地野菜やえんどう・セルリー等の施設野菜が作付けされている。しかし、高齢化や後継者不足により耕作放棄地が増加しているため、土地改良事業等で整備した優良農地については、適切に保全することが必要となっている。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 2. B地区（中部地区）

#### (1) 現況

本地区は、県道太田・中原線の南側、東海道新幹線の北側に位置する地域であり、笠子川、入出太田川流域に形成された低地は、大半が水田として利用され、丘陵地は畑地として、きく等の花きが生産されている。しかし、農家、非農家、工業と混在化が著しく、後継者もなく、高齢化が進み、荒廃農地の問題が生じているため、土地改良事業等で整備した優良農地については適切に保全することが必要となっている。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 3. C地区（北部地区）

#### (1) 現況

本地区は、県道太田・中原線北側の山麓の緩傾斜地に展開する地域である。農家の半数以上は樹園地であり、主に良質のみかんが生産されている。また、畑では、こでまり等の花きが生産されている。しかし、高齢化や後継者不足により耕作放棄地が増加しているため、土地改良事業等で整備した優良農地については、適切に保全するこ

とが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. D地区（東部地区）

(1) 現況

本地区は、旧新居町に展開する地域である。農地の半数以上は水田であるが、西側の一部の樹園地では、みかん、また、国道1号線以南の畑では、露地野菜が生産されている。しかし、高齢化や後継者不足により耕作放棄地が増加しているため、土地改良事業等で整備した優良農地については、適切に保全することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

**3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項**

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	A地区（南部地区）	法第3条第3項第1号に掲げる事業
②	B地区（中部地区）	法第3条第3項第1号に掲げる事業
③	C地区（北部地区）	法第3条第3項第1号に掲げる事業
④	D地区（東部地区）	法第3条第3項第1号に掲げる事業

**4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域**

設定しない。

**5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項**

特になし。